

岩手県告示第594号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成25年8月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成25年7月24日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 伊藤空調
    - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市玉山区松内字古川31番地55
    - ウ 代表者の氏名 伊藤直哉
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-23）第9498号
  - (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成25年7月23日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成25年7月25日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 株式会社木原建築金物店
    - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市館向町4番6号
    - ウ 代表者の氏名 木原普三
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-20）第20311号
  - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成25年7月25日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成25年7月26日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 SKサービス
    - イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢区姉体町字吹張60番地
    - ウ 代表者の氏名 佐々木敬規
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-20）第60093号
  - (3) 処分の内容 塗装工事業及び防水工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成25年7月24日付けで塗装工事業及び防水工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。